

『普通預金規定（普通預金「無利息型」を含む）』

第1条（振込金の受入れ）

- 1.この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- 2.この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第2条（自動支払等）

- 1.この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- 2.同日に数件の支払いをする場合に総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

第3条（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の第3日曜日の翌営業日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。（ただし「無利息型」には利息をつけません。）なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

第4条（規定の変更）

- 1.この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。
- 2.前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

2020年4月1日現在